

## 刑事施設視察委員会の運用の現状と課題について

高橋有紀（福島大学）

### ● 自己紹介

(略歴)

2013年 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了 博士（法学）

2015年～現在 福島大学行政政策学類 准教授

2017年～現在 福島刑務所視察委員、福島自立更生促進センター運営連絡会議委員

2019年～現在 福島県再犯防止推進協議会 会長

(専門・研究)

更生保護、刑事政策

矯正・保護における第三者委員会について論じた研究等として…

「犯罪者処遇への市民参加の現代的諸相」(第46回日本犯罪社会学会大会テーマセッション、2019年)

「福島自立更生促進センター運営連絡会議の意義と課題に関する考察」(更生保護学研究13号、2018年) など

### ● 福島刑務所視察委員会について

#### ① 概要

・委員：5名（弁護士会、医師会、有識者、住民代表（町内会、商工会））

発足当時より福島大教員（刑法）が委員長を務める→同人の定年退職後に高橋に

2017、2019、2020年度は弁護士が委員長。その他の年度は高橋が委員長

・施設：本所（B、現在850人程度収容）、支所（W、現在500名程度収容）、拘置支所（郡山、白河、会津若松、いわき）

・年6回の委員会、うち1回は拘置支所の視察（2022年度は視察後に委員会実施）

・委員会の進め方

施設より概況説明・投函意見への回答⇒質疑⇒（必要に応じて）面接・所内視察⇒投函意見の開封・委員間での意見交換⇒面接や投函意見を踏まえた施設側との意見交換

#### ② 特徴的な取り組み

・「委員会ニュース」の発行（☞資料）

投函意見や面接で出された意見に対する施設側の回答の紹介

個人名や寮・工場の名前を含む内容は書かないが、「どんな活動をしているか」をできるだけ詳細に伝える（行事を参観した、拘置支所を視察した、意見を受けて保護室を

2023年5月19日

確認したなど)

施設側での確認の上、掲示等により回覧

- ・ 県弁護士会人権擁護委員会との意見交換

年1回、3月末

双方の活動や、人権擁護委員会の扱っているケースに関する意見交換

- ・ 各種行事の参観（コロナ前）

運動会、改善指導の「公開授業」など

- ・ 年度末の意見書の法務大臣への送付

発足当初からの慣習の様様

2019年度からしばらく途絶えていたが、2022年度は委員の総意により大臣へ送付

- ・ (福島大学にて)

福島大学矯正展の開催（2021年、2022年）、コロナ禍の応援メッセージ作成など

授業で「視察委員会」についても紹介

### ③ 委員会によく寄せられる意見

- ・ 職員（処遇、医務・医官）の言動

威圧的な態度・言葉遣い、えこひいき、十分に対応してもらえない、不服申立等の利用を委縮させる言動、職員によって指示が異なる、暴力・有形力の行使 etc.

- ・ 被収容者間の人間関係

いじめ、悪口・陰口など

- ・ 医療への不満

申し出ても診てもらえない、申し出づらい（詐病を疑われたり、一方的に「休養」を指示されたりする）、医師や看護師による暴言 etc.

- ・ 食事や衣類、暑さ・寒さ、自弁物品など生活面の不満

・ 意味不明の内容や同じ内容を大量に投函する、面接で短時間に同じ話を繰り返すなど何らかの精神疾患が疑われるケース

## ● 視察委員会の意義と課題

### ① 個別の案件への調査能力の限界

- ・ 施設側から「調査しても事実がない（事実と異なる）」と回答されることが多い

+より強固な調査権限を付与されたとしても、それぞれに「本業」を持つ委員が当該権限を駆使して調査をおこなうことには限界が予想される

- ・ 委員会の調査能力向上には「社会の理解」も不可欠

急な事案（死亡や不正など）の発生時に、臨時で委員会を招集するなどの活動には本務先の理解と協力が必須。

Ex.)日弁連や医師会、文科省への要請など？

・「透明性の確保」「市民に理解され、支えられ～」という当初の制度趣旨に照らした際に、どこまで「個別事案の救済」に注力すべきか

他の不服申立制度との棲み分けを整理しつつ、視察委員会が独自に問題点を見出した事項について実効性のある調査や意見提起ができる制度設計が必要

委員間でも「職員が見ないことが前提の意見について、個人や事案が特定される内容をどこまで施設側に伝えるべきか」で考えが異なる。「個人が特定されてもいいので、具体的な調査解決を求めたい」「匿名で意見提案や情報提供をしたい」と2種類の用紙をつくるなどしても良いかもしれない。

## ② 施設、被収容者との関係

・「施設の都合」を説明されるばかりで、委員が意見を出しても変わらないことが多い。

委員の士気にも影響。逆に、小さなことでも意見が反映されると委員会の中に前向きな雰囲気が生じる。

・施設側の対応が各年度の所長によって大きく異なる。

積極的に情報提供し所長自ら意見交換をしてくれる年と、書面を通じて回答を示して終わりの年など。この点も委員の士気や問題意識に影響を与えている。

・職員の間「委員会は被収容者寄り」との誤解の存在？

委員の中には、職員の業務の大変さに理解を示す意見も多く、職員の労働環境を整えて初めて適切な処遇ができるとの感覚も強い。

一方で、委員でない研究者などから思われているほど「委員が施設に同調しがちでお飾り化している」訳でもない。特に、経験の浅い委員の「素朴な疑問」が実はクリティカルである場合や、長く続けることで問題意識を深める委員も見られる。

・被収容者のうち、意見や面接を求める人は（おそらく）ごく一部

彼らの意見や態度を「受刑者はみんなそう」と受け止めることは、保護を含めた刑事政策にはデメリットも

（弁護士委員も含め、「出所後」のことをよく知らない人が多いことも課題）

## ③ 現在の制度の意義と課題

・「国民に理解され～」の意義はある程度達成できている面がある一方で、そのこと自体を（施設を含む）社会に理解してもらう必要性

⇒委員の専門性を高め、より強力な委員会をつくるべきという考えもあり得るが、必ずしも「専門家」でない人々もかかわる現在の仕組みは再犯防止推進計画の趣旨にもかなうものとする（Cf.）裁判員制度

・「視察委員会を意識した施設運営」のためには、委員会が「あら捜し」をしているわけではないことや、視察委員の被収容者への接し方など多様な点を職員が理解する必要

いいんかい  
委員会ニュースレター

だいごう ねんがつ にちはっこう  
第87号 (2023年3月 日発行)

みなさんこんにちは。福島刑務所視察委員会です。福島刑務所視察委員会は、福島刑務所内の視察やみなさんの投函意見、みなさんや職員との面接などを参考にして、必要に応じて刑務所長に改善意見を述べることになっています。

今回は、今年の1月～3月に投函された意見に関する施設側との意見交換の結果を中心にご連絡します。

## 1. 医療・薬について

① 本所から、就寝前投薬の時間が早すぎて、就寝時間中に睡眠薬の効き目が切れてしまうとの意見があったことを伝えたところ、施設側から「限られた職員数で、誤りなく投薬を行うにはどうしても全員に対して就寝の30～60分前に投薬を行うのは困難です。医師からも、矯正施設では各自の服薬を確認する必要もあり、就寝の30～60分前より早い時間帯での投薬も致し方ないという見解が示されました。」との回答がありました。

② 支所から、「体調不良を訴えても医師に診てもらえないことがある」、「薬を止める」などと言われるために調子が悪くても申し出づら」との意見があったことを伝えたところ、施設側から「それぞれの工場を担当する看護師や准看護師が各自の申し出を聞き取った上で、それらを医師に伝え、医師が経過観察や診察の要否を判断しています。医師の判断で、経過観察の指示をすることはありますが、申し出自体を受け付けられないという対応はしていません。」との回答があり

ました。

## 2. 懲罰について

支所から、閉居罰の日数を1日単位で決めてほしいとの意見があったことを伝えたところ、施設側から「通常、閉居罰の日数は5の倍数の日数（5日間、10日間など）で科すことが多いです。1日単位で決めると、似たような事案で6日間の人と8日間の人がいるといった恣意的な判断や不均衡が生じやすいため、それを防ぐ意図があります。なお、刑期終了日などを踏まえて、7日間など5の倍数以外の日数を科すこともあります。」との回答がありました。

## 3. 物品について

本所から、雑誌の宅下げなどでレターパックを使用したいとの意見があったことを伝えたところ、施設側から「管内の矯正施設でも、レターパックを使用できる場所があることは確認しており、当所でも今後の使用について検討したいと思います。」との回答がありました。

## 4. 被収容者間のトラブルについて

①支所から、「他の被収容者からいじめを受けている」、「他の被収容者との関係で傷ついた出来事があった」など、被収容者間のトラブルに関する複数の意見があったことを伝えたところ、施設側から「日頃から、いじめなどのトラブルがあれば職員に申し出るよう伝えるとともに、職員がいじめを現認した際には、速やかに事実を確認し、反則行為と思われる行為がある場合には調査に付すといった対応をしています。また、各自が協調性を持って行動することの大切さを日頃から指導しています。」との回答がありました。

③支所から、バッジの色が「ピンク」であることで仮釈放に近い者であると思われて、嫌がら

せなどを受けることがあるとの意見があったことを伝えたところ、施設側から「バッジの色は、各自の制限区分を明示し、より良い区分に上がる意欲を喚起するためのものであり、仮釈放が近いことを示すものではありません。なお、被収容者間のトラブルには適切に対処していきたいと考えています。」との回答がありました。

## 5. その他—委員会から施設に伝えた内容などについて

①委員会から、委員会へ投函意見を提出した人物が特定されることがあるのは良くないとの意見を伝えたところ、施設側から「施設側で、意見を提出した者を特定するような行為をすることはありません。ただし、意見や疑問への具体的な対応がなされるよう、投函意見で指摘された出来事や状況について、関係する職員や記録を通して事実を確認することはあります。」との回答がありました。

②委員会から、懲罰に関する矯正管区長宛の「審査の申請」について、懲罰の執行後であっても「回復すべき利益がない」と言えない場合もあるのではないかとの意見を伝え、このことを矯正管区に伝達してほしいと伝えました。

④委員会から、当所では、被収容者の人数に対する職員の人数が他の施設より少なく、コロナ対応もあって職員の負担が過重な状態が続いていることを委員も懸念しており、改善を求めたいとの意見を伝えました。

## 6. 委員会からのお知らせ

令和4年度の委員会ニュースは今号が最後です。委員会では、3月末までに施設長宛に令和4年度の委員会の活動を踏まえた意見書を提出する予定です。

なお、次回の委員会の日程は令和5年度に入ってから確定します。次号の委員会ニュースは、令和

ねんど だい かい いいんかい ico ほうこう  
5年度の第1回の委員会以降に発行しますので、すこ じかん あ  
少し時間が空いてしまいますが、しばらくお待ちく  
ださい。

こんかい  
今回のニューズレターは以上です。

はな しんりょく うつく きせつ  
だんだんと花や新緑が美しい季節がやってきます。しきついいんいちどう みな  
視察委員一同、皆さんのご健康をお祈り  
しています。

